

令和 2 年 第 4 回

千 早 赤 阪 村 定 例 会
会 議 録

令和 2 年 11 月 30 日 開会

19 日間

令和 2 年 12 月 18 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和2年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和2年11月30日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

5番 千福清英

2番 関口ほづみ

6番 藤浦稔

3番 井上浩一

7番 山形研介

4番 田村陽

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

3番 井上浩一

4番 田村陽

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	南本 斎	地域戦略室長	赤阪 秀樹
教育長	栗山 和之	住民課長	池西 昌夫
参与	西口 栄一	健康福祉課長	尾谷 浩
総務課長	日谷 順彦	健康福祉課 健康担当課長	西口 美和
危機管理室長	菊井 秀行	観光・産業振興課長	菊井 佳宏
会計管理者兼 税・債権担当課長	北浦 信行	施設整備課長	下休場 健司
人事財政課長	中野 光二	教育課長	森田 洋文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木 朋子 主査 石橋 成元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第 7号 平成29年度及び平成30年度健全化判断比率の修正
について

日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第 6 議案第 6 1 号 専決処分（令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 8 号））の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 6 2 号 専決処分（令和 2 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 1 号））の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 6 3 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 6 4 号 千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定について
- 日程第 10 議案第 6 5 号 村長、副村長及び教育長の期末手当の特例に関する条例制定について
- 日程第 11 議案第 6 6 号 地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 12 議案第 6 7 号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について
- 日程第 13 議案第 6 8 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 日程第 14 議案第 6 9 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 15 議案第 7 0 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 16 議案第 7 1 号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について
- 日程第 17 議案第 7 2 号 千早赤阪村国民健康保険事業財政調整基金条例の改正について
- 日程第 18 議案第 7 3 号 千早赤阪村介護保険事業介護給付費準備基金設置条例の改正について
- 日程第 19 議案第 7 4 号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正について
- 日程第 20 議案第 7 5 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 21 議案第 7 6 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 22 議案第 7 7 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 7 8 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

午前10時00分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第4回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 では、議長、今日よろしくお願ひします。

改めまして、皆様おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和2年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素は村政運営にお力添えをいただいておりますこと、心より厚く御礼申し上げます。

さて、11月4日の全員協議会におきましても申し上げましたが、参与任用に当たりまして、大阪府とのやり取りの中、私の解釈及び表現の違いにより、村議会並びに大阪府に対しまして御迷惑をおかけいたしましたこと、改めておわび申し上げますとともに、併せて発言の訂正をさせていただきます。また、村民の皆様にも御心配をおかけいたしました。深謝申し上げます。以後、こうした事柄がないように努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、報告案件が1件、諮問案件が1件、専決処分が2件、人事案件が1件、条例案件が12件、そして補正予算が3件の計20議案でございます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございます。

○田中議長 ありがとうございます。

申し遅れましたが、発言者についてはマスクを外すことを許可いたします。

次に、11月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、議会運営委員長報告いたします。

去る11月24日に開催いたしました議会運営委員会におきまして今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、報告第7号、諮問第2号、議案第61号から議案78号までの20議案でございます。

審議方法につきましては、報告第7号、諮問第2号、議案第61号から議案第63号、

議案第65号、議案第68号から議案第71号を本会議において審議することに決しております。議案第64号、議案第66号、議案第67号、議案第72号から議案第78号の10議案は、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日11月30日から12月18日までの19日間と決しておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番井上議員、4番田村議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月18日までの19日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日11月30日から12月18日までの19日間と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

大阪広域水道企業団議会の井上議員から議会定例会の経過報告がございます。

井上議員。

○井上議員 それでは、大阪広域水道企業団議会について御報告いたします。

去る11月2日に議員全員協議会及び議員定数等調査委員会が行われ、全員協議会では11月定例会について協議され、理事者から水道事業に係る上下水道料金徴収等業務委託の発注延期について報告がございました。

続いて行われた委員会ではアンケート調査結果の概要説明があり、各議会ごとに個々の回答について発言を求められ、その後議論され、改めて次回委員会で今後の進め方を検討することとなりました。

次に、11月13日に行われた定例会では、議員辞職許可の報告、当選議員の報告及び

紹介、例月現金出納検査結果報告等報告の後、当選議員の議席の指定、議長の選挙が行われ、指名推選により阪南市議会の畑中議員が選出されました。

続いて、提出議案報告の説明があり、一般質問が行われました。

1号議案は大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件で基本料金の単価の改定等について、2号議案は令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件、3号議案は令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件、次に1号報告は令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件、2号報告は令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件、3号報告は令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件、4号報告は債権放棄報告の件、それぞれ質疑応答の後、議案3件は原案どおり可決され、報告4件については、議決不要の2件を除く2件が認定されました。

また、同日、本会議終了後、全員協議会が行われ、一般質問の選択方式試行実施について協議が行われ、2月定例会において会議規則の改正を行うことが決定され、議員提出議案として、議長を除く全議員の議員提案とすることが了承されました。

以上、簡単ではありますが、令和2年第3回大阪広域水道企業団議会の報告といたします。

○田中議長 御苦労さまでございました。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、報告第7号平成29年度及び平成30年度健全化判断比率の修正についての報告を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第7号報告理由。

報告第7号は、平成29年度及び平成30年度の健全化判断比率の修正についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 報告第7号平成29年度及び平成30年度健全化判断比率の修正について御説明申し上げます。

本議案につきましては、令和元年度の健全化判断比率の監査委員の審査におきまして、

将来負担比率の算定に当たり、大阪広域水道企業団への統合前の簡易水道事業の地方債残高につきまして質疑がございました。大阪府へ問い合わせた結果、統合前の地方債残高につきましても組合負担等の部分に含む必要があるという回答がありましたので、令和元年度につきましては算定を含めてしたところでございます。その後、過去の算定を確認したところ、平成29年度と平成30年度につきましては算定に含んでいないということでしたので、改めて算定をしたものでございます。

それでは、2ページの総括表④を御覧ください。

平成29年度の算定でございますが、左から4つ目の組合負担等見込額に大阪広域水道企業団統合前の簡易水道企業債の地方債残高を加えますと、修正前の「198万8,000円」から修正後は「1億4,293万9,000円」と増加になり、表右下の将来負担比率につきましては「マイナス25.9%」から「マイナス17.7%」と変更となりましたが、マイナスでございますので、結果として指標は横バーのまま、変更はございませんでした。

次に、3ページを御覧ください。

平成30年度の算定でございますが、組合等負担見込額が修正前の「260万5,000円」から修正後は「1億4,023万9,000円」と増加になり、将来負担比率は「マイナス28.1%」から「マイナス20%」となりましたが、マイナスでございますので、指標は横バーのまま、変更はございませんでした。

なお、算定結果につきましては、10月16日に監査委員の審査を受け、10月23日付で意見書をいただいたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより報告第7号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今説明いただきまして、これは去年とおととの決算審議されましたものでございまして、将来負担比率を計算する基礎となるその数字、今説明ありましたけれども、水道企業団の統合前の見込額の数字が間違ってたということですがけれども、報告にはありましたけれども、監査委員からは問題はないということの意見書もありますので、結果的にはこの将来負担比率を変更するということはありませんでしたけれども、決算に出てきます数字を、私たちはこの組合の負担比率が何ぼかとかというようなことは全く分からないことでもありますけれども、ここに来るまでの経緯、どういうふうにしてこれが統合前のものであるか、ないかというようなことが分かったのか。問題はないといえども、今後どうされるのかということも、注意喚起になるんだと思いますけれども、ここに至る経

緯を教えてくださいなと思います。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 この修正の経緯でございますが、当時、統合時の平成29年度の監査におきましても同様に監査委員さんのほうから質疑がございまして、大阪府に確認したところ、その当時の回答としては含めなくてもよいという回答を得たというふうには聞いております。今年度につきまして、さらに再度監査委員さんのほうからやはりおかしいんじゃないかということで質疑がございまして、大阪府に確認したところ、今年度については含める必要があるというような回答でございましたので、含めて算定をしたというところでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 企業団に統合している、最初に統合した太子、千早、もう一つどっかありましたけれども、その辺についても同様にこういう修正もされてるのかどうか、お尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 他町さんの状況は分かりませんが、確認したところ、同様な算定をしているというところは確認しております。ただ、議案として、うちの場合は、この参考書として算定結果をつけておりますが、つけてないところも当然あると思いますので、そういった意味では、数字が変わらなければ修正してないという場合もあるかというふうに思います。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 監査委員からのもう問題はないということで、それからまた太子その他の市町にも確認して、うちはこういう細かい数字を出されてますけれども、私たちはこれを見ても本当に分からない中で、ここの健全化判断比率については修正することはありませんので、見ましたら丁寧にさせていただいてるというふうには私は見てますけれども、今後、言いようがありませんけれども、こういう細かい精査なりで見つかった時点で対応していただけますようお願いしまして終わります。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

報告第7号平成29年度及び平成30年度健全化判断比率の修正の報告につきましては御了承をお願いします。

~~~~~



○田中議長 議事日程第5、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 諮問第2号提案理由。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本諮問は、令和3年6月30日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

清水初代氏は、平成27年4月1日に委嘱を受けられ、公正中立の立場をもって人権擁護活動に取り組んでいただいております。引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。よろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、諮問第2号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより諮問第2号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は適任と認めることに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本件は適任と認めることに決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第61号専決処分（令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号））の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第61号提案理由。

議案第61号は、令和2年10月26日付で専決処分いたしました令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）について議会の承認を求めます。

本予算は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する消費喚起特別商品券事業及び避難所備品購入において予算の科目変更を行うとともに、金剛山観光事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、議案第61号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

商工費の経済活性化支援事業経費でございますが、千早赤阪村応援商品券の換金業務について、一日でも早く取扱店へ支払いができるよう、業務委託から直営へと変更するため、予算の組替えを行うものでございます。

金剛山観光事業特別会計繰出金につきましては、PCBの処理に係る経費を繰り出すものでございます。

消防費の災害対策費につきましては、新型コロナウイルス対策としてサーモグラフィーの購入や避難所での隔離用テントの購入のため、予算の組替えを行うものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございますが、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 消費喚起特別商品券業務委託料、こちらに関してお伺いいたします。

現段階で業務は滞りなく進んでいるのでしょうか。それとも、何か問題等起こっており

ますでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 応援商品券業務ですけど、11月10日にお手元に届いて使用できるようつもりで段取りしてましたけど、若干お手元に届くのが遅くなったというような問題点はございました。その後、今全部届いております、あと不在通知送っているがまだ郵便局に取りに行っていないような方が若干おられまして、それが郵便局のほうから先般返ってきましたので、それが件数は30件ぐらいあったと思うんですけど、それについては今個々に個別に配布するような対応を考えているような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。

そのほか、例えば予想よりも、僕が聞いている限りですけれども、割と、この開始、まだ2週間ぐらいですかね、ここに集中しているというのも聞いてはいるんですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 お手元に届いてからばっと使おうということで、それを待っていた方がおられますので、特にガソリンスタンドの灯油を買いに行くような方が多くおられまして、結構お店のほうにも、個々に3軒ございますが、聞いたら、結構利用して、券がたまっているというような状況でございます。それにつきましては、12月3日、4日に換金し、できるだけ早いことお手元にお金を振り込むような感じで現在考えています。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 初めてこういった形で商品券を住民の皆様にお届けするという形でありまして、なかなかやっぱり、初めてのことでありますから、いろいろ困難もあるかと思うんですけれども、できるだけ住民の皆様の御期待に沿うことができるよう頑張ってください、よろしく願い申し上げます。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 今の田村先生から御指摘ありましたように、こちらもコールセンター業務も設置しておりますので、できるだけ分かりやすく対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員、いいですか。

○田村議員 はい、結構です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今の商品券に関することですが、今回補正されましたのが、当初農協に業務委託する予定が村直営にすることが理由に上げられてるわけですが、これは11月4日の全員協議会で説明をしていただきました。それで、農協でやる場合は換金業務を4回でありましたが、直営にしまして換金は10回するというので、業者にとっては早く換金されるということでもいいかと思えますけれども、村の事務量が大きく増えるのではないかという心配がございます。その点についてはどういう状況か、お尋ねしたいと思えます。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 12月3日、4日ということで、千早地区、赤阪地区と分けではおるものの、やはりかなり混雑するかなと考えておりますので、その件につきましては村の既存、担当課だけではなかなか厳しいところありますので、換金業務の換金を持ってこられるときにつきましては、コロナ対策のほうで非常勤職員をその間だけ雇用させてもらって、非常勤職員と我々職員が責任持って枚数を数えるような感じで対応のほう考えております。そして、かなり待合で混んでも具合悪いと思えますので、できるだけ事前に混み具合なんかは、できたら連絡してほしいというような形でというので取扱店のほうには協力求めているような感じでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 私たちが一番心配してたのは、村の事務が増えて、これまでの事務にかなり影響するのではないかという心配がありましたけれども、非常勤をこの間確保してやっていただけるということで安心はしましたけれども、そういう状態ができるのであれば、そもそももう農協に委託するということなく、村で対応するということを当初より考えたほうがよかったのではないか。こういう事業はそうそうあるわけではありませんけれども、その点でどういう判断をされてるのか、お聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 やはり当初は農協さんは金融機関なんで数えたり待ってもらう、そういったものがスムーズに行くのではないかと、こちらは非常勤といたしましても専門家でもないんで、事務の普通の非常勤の方なんで、やはり安心からいけば農協さん、指定管理など農協さんに頼めばいいかなということで当初考えておりました。ただ、農協とし

でもそれだけするに当たれば月に1回ぐらいしかできないということでございましたので、また急遽予算のほう組み替えさせて、直営にはなってきました。それにつきましては、非常勤といっても非常勤に任せ切りにはできませんので、やはり課の職員のほうの負担になってるということは間違いない理由でございますが、これも消費喚起のこういった事業が来ましたので、できるだけミスのないように、着実に事業のほうを遂行してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 第1回目の3日と4日の状況によって今後響いてくるかと思いますが、先ほどの田村議員の関連から、今どっと使ってる人がかなりあると思いますので、その辺に集中されて、あとはぼちぼちとなるかと思いますが、その辺よく見ていただいて、できましたら、こういうことにつきましては、今後そうそうあるものではありませんけれども、直営でやっていただいたほうがいいのかというふうに感想を述べまして、私の意見とします。

○田中議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 災害対策費なんですけど、コロナ対策で使われるということなんですけど、具体的にどのような形でされるのか、内容を教えていただきたいんですが。

○田中議長 菊井室長。

○菊井危機管理室長 まず、災害対策費の消耗品については、大体消毒用のアルコール、マスク、ペーパータオル、ニトリルの手袋等を購入しております。ここにあります庁用器具費につきましては、避難所に設置します間仕切りテントと簡易ベッドを100個ずつ買う予定であります。機械器具費につきましては、役場の玄関前のほうにサーモグラフィーを置かせてもらって、来庁者の体温を測る装置となっております。

以上でございます。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 その設置というか、配備されるのはいつ頃になるんでしょうか。

○田中議長 菊井室長。

○菊井危機管理室長 現在、業者とは契約を交わしてるんですけども、納品にちょっと時間かかっておりまして、一応業者からの話では12月の末までには納品というふうに聞いております。

以上です。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第61号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第61号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第61号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第62号専決処分（令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号））の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第62号提案理由。

議案第62号は、専決処分（令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号））について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）混入電気機器処理に係る費用を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、議案第62号の令和2年10月26日付で専決処分いたしました令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、先般11月4日の全員協議会のほうでPCB混入電気機器処理の御説明をさせてもらった内容でございます。

それでは、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出から御説明申し上げます。

観光事業費、索道事業費、索道管理費219万6,000円の増で、PCB混入電気機器の運搬費と処理費でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

2歳入でございます。繰入金219万6,000円の増で、一般会計繰入金でございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

千福議員。

○千福議員 先般、全協のときでしたか、説明していただいたかと思うんですが、このPCBの処理費、その専決の内容なんですけども、全体からの確定したPCBを今回処理されるという形で、どのような経路で処理されるのか、教えていただけたらと思います。どこの業者で、処理場はどちらでするような形にするのか。

もう一つ、まだ残りの今調査されている部分が幾つかあろうかと思ひます。その分に対しての保管状況はどのようにされてるか、確認させていただけたらと思ひますので、よろしく御願ひします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 現在のその後の状況でございますが、まずPCB運搬をするに当たっても専門業者ということで、これも見積競争させてもらった結果、ジェイアール西日本マルニックスさんというところで運搬の契約のほうを締結させていただきました。

それと、処理のほうにつきましては、これはもう国の出資の特殊会社でありますJESCOのほうで契約のほうらせてもらいまして、一応今のところ12月中には処理のJESCOのところまで運んで処理する段取りで今進めております。その後のいわゆる処理した

後の報告、処理報告、結果、マニフェストですか、そういったものについては3月中に報告されて、今年度中にする分については完了ということになります。その後、前回のときにも2つのPCBがありましたけど、それについて、これはもう予備費のほうで混入分析調査のほうさせてもらった分が2つありまして、1個はもう入ってないということで対象外、あとの開閉器については低濃度という結果が出ましたので、これにつきましては残りの低濃度の分とか来年度高濃度で今年はいわゆる確認書までしておいたらいいと、搬入調査によって今年度できないという特殊な事例、それに合わせては現在来年度の当初予算のほうで計上する予定でございます。

以上でございます。

○千福議員 ありがとうございます。

○田中議長 いいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第62号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第62号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第62号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。



~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第63号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第63号提案理由。

議案第63号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、出口晴久氏の任命について議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員の定数は4名でございますが、中村泰雄委員が本年12月19日に任期満了で退任されますことから、このたび出口晴久氏に教育委員をお願いするものでございます。

出口氏は、昭和45年生まれ、大阪市在住で、平成7年に大阪教育大学大学院教育学課程を修了され、その後大阪市立中学校での勤務を経て、平成21年から学校法人浪速学院浪速高等学校・中学校で教鞭をとられ、中学校教務進路指導部長や中学校教頭などにも携わられました。現在は浪速高等学校・中学校入試広報部教頭を務めておられ、学校長を補佐されながら、学校教育活動を活性化するため、多方面に活躍されており、人格高潔で、教育、学術及び文化に対し豊富な見識をお持ちの方でございます。

このようなことから、私といたしましては出口晴久氏が教育委員として最適任者であると考え、任命いたしたく、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明いたします。

なお、御同意いただきましたら、任期は令和6年12月19日まででございます。よろしくようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第63号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第63号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第64号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第64号提案理由。

議案第64号は、千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定についてでございます。

本議案は、千早赤阪村の議会議員及び長の選挙において、任意制の選挙公報を発行するため、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第64号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第65号村長、副村長及び教育長の期末手当の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第65号提案理由。

議案第65号は、村長、副村長及び教育長の期末手当の特例に関する条例制定についてでございます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、各種対策事業の

財源に充てるため、村長、副村長及び教育長の期末手当をそれぞれ村長は30%、副村長は20%、教育長は10%減額して支給することを定めるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第65号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第65号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第66号地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第66号提案理由。

議案第66号は、地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例制定についてでございます。

本議案は、地方税法及び租税特別措置法の改正により、これに準じた改正を行うもので

ございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第66号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第67号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第67号提案理由。

議案第67号は、千早赤阪村事務分掌条例の一部改正についてでございます。

本議案は、組織機構改革を行い、住民に分かりやすい組織名称に変更するとともに、村の課題に対して迅速かつ的確に対応していくため、改正するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第67号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第68号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、議事日程第14、議案第69号特別職の職員の給与に関する条例の改正について、議事日程第15、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の改正について及び議事日程第16、議案第71号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についての4議案は関連いたしますので、一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第68号から議案第71号提案理由。

議案第68号から議案第71号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。関連いたしますので、一括提案するものでございます。

本議案は、令和2年人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改正されたことに伴い、議会議員、特別職の職員、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当について改正す

るものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、議案第68号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

第1条の改正の第5条第2項でございますが、人事院勧告に基づき、期末手当を0.05月切り下げ、12月分を2.2月とするものでございます。

次に、第2条の条例改正は、令和3年度以降、6月分と12月分の期末手当をそれぞれ2.225月とするものでございます。

附則としまして、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第69号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてでございますが、議案第68号の改正と同様の内容でございます。

次に、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてでございます。

第1条の改正の第25条の期末手当につきましては、12月支給分の期末手当を0.05月引き下げ、1.25月とするものでございます。

次に、第2条の条例改正は、令和3年度以降、6月分と12月分の期末手当をそれぞれ1.275月とするものでございます。

附則としまして、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第71号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についてでございます。

第1条の改正の第7条の期末手当につきましては、会計年度任用職員は職員の規定を準用することとなっていることから、12月支給分の勤勉手当を0.05月引き下げることとなりますが、会計年度での1年ごとの任用となることから、今年度の改定は見送り、職員で1.25月と引き下げたものを0.05月引き上げ、1.3月と、改正前と同様の月とするものでございます。

次に、第2条の条例改正は、令和3年度以降、6月分と12月分の期末手当を、職員に準じまして、それぞれ1.275月とするものでございます。

附則としまして、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1

日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第68号から議案第71号の4議案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第71号の4議案につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第68号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、議案第72号千早赤阪村国民健康保険事業財政調整基金条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第72号提案理由。

議案第72号は、千早赤阪村国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国民健康保険事業費納付金の不足額及び保健事業の実施に財政調整基金を充当できるなど所要の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第72号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第73号千早赤阪村介護保険事業介護給付費準備基金設置条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第73号提案理由。

議案第73号は、千早赤阪村介護保険事業介護給付費準備基金設置条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和2年8月4日に実施された決算認定審査において、監査委員の助言により、基金の処分について、財源の充当目的を明確に規定するため、所要の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第73号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、議案第74号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第74号提案理由。

議案第74号は、千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてでございます。

本議案は、府制度の助成範囲等の改正に伴い、村条例の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第74号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第20、議案第75号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第75号提案理由。

議案第75号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、税制改正による保険料の軽減判定所得に用いる基礎控除額の算出方法及び租税特別措置法の改正により、これに準じた村国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第75号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第76号提案理由。

議案第76号は、令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ4億3,182万4,000円を減額いたしまして、予算総額39億6,149万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、10月1日付人事異動に係る人件費や新庁舎建設関係経費、道路橋梁災害復旧事業を補正するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第76号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第22、議案第77号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第77号提案理由。

議案第77号は、令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ175万4,000円を追加いたしまして、予算総額を8億9,757万3,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金、確定による財源更正や税制改革に伴うシステム改修により増額補正するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第77号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第23、議案第78号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第78号提案理由。

議案第78号は、令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）に基づいているものでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ286万円を追加いたしまして、予算総額を2億4,962万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、老朽化による小吹台低区中継ポンプ場の制御盤の修理費を増額するものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第78号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん御苦労さまでございました。

午前11時08分 散会

令和2年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和2年12月18日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

5番 千福清英

2番 関口ほづみ

6番 藤浦稔

3番 井上浩一

7番 山形研介

4番 田村陽

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	南本斎	人事財政課長	中野光二
教育長	栗山和之	地域戦略室長	赤阪秀樹
参与	西口栄一	健康福祉課 健康担当課長	西口美和
総務課長	日谷順彦	観光・産業振興課長	菊井佳宏
危機管理室長	菊井秀行	教育課長	森田洋文

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名

局長	植木朋子	主査	石橋成元
----	------	----	------

7. 議事日程

日程第 1 議案第64号 千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第66号 地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 3 議案第67号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第72号 千早赤阪村国民健康保険事業財政調整基金条例の改正について（委員長報告）

日程第 5 議案第73号 千早赤阪村介護保険事業介護給付費準備基金設置条例

の改正について（委員長報告）

日程第 6 議案第 7 4 号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正について（委員長報告）

日程第 7 議案第 7 5 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 8 議案第 7 6 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）（委員長報告）

日程第 9 議案第 7 7 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）

日程第 1 0 議案第 7 8 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）

日程第 1 1 議案第 7 9 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 0 号）

日程第 1 2 議案第 8 0 号 動産の取得について

日程第 1 3 議案第 8 1 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について

日程第 1 4 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

日程第 1 5 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 1 6 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 1 7 一般質問

追加日程

日程第 1 議案第 8 2 号 議案第 7 6 号令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）に対する附帯決議について

午前10時00分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第4回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

お願いですが、発言される方はマスクを外すことを許可をいたします。

~~~~~

○田中議長 日程第1、議案第64号から日程第10、議案第78号までの10議案につきましては、11月30日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第64号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定についてから日程第10、議案第78号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の10議案を一括議題といたします。

まず、議案第64号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定について、議案第66号地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例制定について、議案第67号千早赤阪村事務分掌条例の改正について、議案第72号千早赤阪村国民健康保険事業財政調整基金条例の改正について、議案第73号千早赤阪村介護保険事業介護給付費準備基金設置条例の改正について、議案第74号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正について、議案第75号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の総務民生所管分、議案第77号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の9議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る11月30日の本会議において付託を受けました議案9件の審査を行うため、12月4日午前10時から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に開催いたしました。

初めに、議案第64号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第64号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第64号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例制定について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第66号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第66号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号千早赤阪村事務分掌条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第67号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第67号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号千早赤阪村国民健康保険事業財政調整基金条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第72号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案72号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号千早赤阪村介護保険事業介護給付費準備基金設置条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第73号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第73号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第74号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第74号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第75号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第75号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の総務民生所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第76号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第76号の総務民生所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第77号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第77号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の文教建設所管分、議案第78号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の2議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。



○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る11月30日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、12月4日午後1時50分から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に開催をいたしました。

初めに、議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の文教建設所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第76号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第76号の文教建設所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第78号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第78号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第64号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る関係条例の整理に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号千早赤阪村国民健康保険事業財政調整基金条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第73号千早赤阪村介護保険事業介護給付費準備基金設置条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○田村議員 議長。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ここで附帯決議を提出いたしたいので、暫時休憩を提案いたします。

○田中議長 これより暫時休憩を行います。

附帯決議を提出したいので暫時休憩を提案いたしますということで、ただいま田村議員から休憩の申出がありました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時25分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま田村議員より議案第82号議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議が提出されました。

お諮りいたします。

議案第82号議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第82号議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○田中議長 追加日程第1、議案第82号議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

田村議員。

○田村議員 ただいま議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）について、附帯決議を提出させていただきました。

以下、附帯決議を読み上げることで提案理由とさせていただきます。

議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議。

今村議会に上程された職員給与に係る補正予算案は、副村長選任同意にかかる議案として上程され、採決の結果、否決された当該人物を大阪府から指摘されたとおり、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という）の趣旨に沿わない運用によって採用した職員の給与にかかる補正予算であり、副村長選任同意の否決という村議会、ひいては村民の意思に反するものである。

また、本議会においても、先の全員協議会において、村長から、当該職員が法3条に規定された高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者に該当する旨の説明を受けたが、到底理解できるものではなかった。

かかる事態は行政機関として決して許されるものではなく、本補正予算は基本的には認められるべきものではない。

しかしながら、当該職員は村長により任用され、既に勤務の実態があり、給与の支払いを行わない場合、違法行為となることから、本議案についてはやむなく承認するものである。

村長におかれては、本補正予算によって支給される給与に見合う当該職員の勤務の実態やその実績等について、速やかに本議会に説明するとともに、職員の任用にかかる違法が強く疑われ、かつ極めて不当と考える状態を早急に解消することを強く求める。

以上、決議する。

以上でございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 質問をさせていただきますけれども、附帯決議の中に条文のほうに副村長選任同意の否決という村議会、ひいては村民の意思に反するものであるというふうに記載されておりますけれども、村民の意思に反するものであるということがちょっと私は理解できませんので、どういうことかお聞きしたいと思います。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 副村長の人事案、議会で否決という結果があったわけです。この村議会というのは村長と議会議員という二元代表制で構成されてるわけでございます。

今回の人事は、その村議会の決議を無視するものでございますから、それは議会議員が受けている村民からの信託を無視するというに等しいというふうに思います。そういう意味におきまして、私は今回村民の意思に反するというふうに表現させていただいております。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 村議会においては、3対3ということで可否同数で議長の決裁によって否決されたわけですから議会の中でも意見が分かれておりますので、村民の中にもいろいろおられますので、村民の意思に反するというふうには私は思ってませんので、そのことを質問いたしました。

そして、今回附帯決議ということで出されたんですが、附帯決議というのは法的拘束力はないといえども、非常に重たい内容だと思うんですね。田村議員が理解できないと、このことは納得できないということで意見を言われるということについては当然お認めしますけれども、議会全員の議決ということでしたら、私はやはりその附帯決議というのは議会全体のものでありますので、全員が同意できるものでないとやはり私は決議という、意見書とか決議というのうちの村では全会一致でやろうということになってる中で、人事案件についてこういう決議を出すのはやはりいけないというか、人事案件にはそぐわないというふうに思うんですけれども、その点についてちょっとご確認したいと思います。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 今回のこの動議に関しましては、事前に議長及び事務局とも協議させていただいております。今回の動議に関しまして、そちらで特に問題というものはありませんでしたので、提出させていただいております。

よって、今回のこの動議、附帯決議に関しまして、特に問題があるとは私は考えてはおりません。

以上です。

○田中議長 いいですか、関口議員。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第82号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第82号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

千福議員。

○千福議員 議案第82号に対しまして反対の立場で意見を述べます。

私の考えといたしまして、参与の任用に当たりましては、大阪府に相談されて、大阪府としては任用をしてはいけないと言えないので市町村の判断で実施されたいとのことであったとこれまでに何度も説明がされております。また、村の顧問弁護士にも相談される中、任用されることが違法でないということも確認されていることの報告も受けております。この間に全員協議会と幾度となく説明を受け、議論が尽くされてきたのではないのでしょうか。

西口参与においては、犯罪を犯したわけでもなく、副村長の選任議案は否決という結果になりましたが、全会一致で否決されたものではありませんので、村民の意思に反するというのはいり過ぎではないのでしょうか。

さらに、職員の人事評価に関する勤務実態や実績等は村長の権限において行われるものであって、議会として説明を求めることは行き過ぎた行為であり、関与すべきでないと考えます。

村議会としても、行政に対して注意すべきところは厳しく発言していく必要はありますが、任用が違法という判断がされているわけではなく、よりよい村を作っていくため、最大限に力を発揮していただき、議会と理事者側がワンチームとなって行政運営を進めていくべきだと思います。

以上のことから、附帯決議に反対するものであります。

加えまして、村には現在感染が拡大しているコロナ禍の中で、住民の安心・安全に向けての施策を一層期待するものであります。

終わります。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

藤浦議員。

○藤浦議員 私は、議案第76号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）の附帯決議案に関し、賛成の立場から討論するものであります。

一般職の任期付職員の採用に関する法律は、民間人材の採用の円滑化のために設けられた制度ですが、西口氏は元公務員であり、同法が意図している民間人材に該当するとは言えません。また、専門的な資格を有していないことから、同法にて規定されている高度な専門的な知識、経験または優れた識見を有する者に該当すると言い難いと思われま

す。以上のことは、大阪府が困難と回答したことからも明らかであります。

また、西口氏は8月臨時議会にて副村長として否決された人物です。新たに副村長同等の参与なる職を設置し、当該人物を採用することは議会の議決を無視した人事であり、二元代表制という観点から到底承服できるものではありません。

この人事案を認めるということは、議会を無視しても構わないというお墨つきを議会自らが与えるものであり、民主主義の下、選ばれた議会議員であれば党派に関わらず、決して認めてはならない人事だと考えます。

よって、私は本決議案に賛成するものです。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

井上議員。

○井上議員 附帯決議に反対の立場で公明党の討論を行います。

今回の補正予算は、村政における様々な分野での事業実施を進めるための重要な議案

で、事業内容等における審議は慎重かつ十分に審査され、一定の結論が出たものと判断いたします。

しかし、人事についての審査は議案と分けて考えたほうがよいと思います。そもそも、副村長人事に関して、全会一致で否決されたものではなく、まして参与の採用に当たっても、まるで法に反しているかのように言及されていますが、幾度となく全員協議会等で十分に説明されたように、そのような事実はないものと考えます。

また、ひいては、村民の意思に反するものと断言されていますが、少なくとも私の周りで御意見を伺った限り、そのような意見はそれほど多くはなかったと感じております。また、人事の評価に関する勤務実態や実績等は村長の権限において行われるものであると考えますが、議会として特定の人物に対しての説明を求め、人事を云々することは行き過ぎた行為だと考えます。

今後とも村議会として行政を監視することは必要であるとは思いますが、今述べましたように、特定の人物に対しての決議事項は附帯決議としてなじまないものと考え、反対を表明し、公明党の討論といたします。

以上です。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

関口議員。

○関口議員 議案第82号附帯決議について反対の立場で意見を述べます。

本補正予算には、人事異動による人件費の増額などが含まれていることから、任期付職員採用について、法律の趣旨に沿わないとして附帯決議を提案されています。

議会での議案に対する附帯決議は法的拘束力はないというものの、私は非常に重たいものであると受け止めております。附帯決議の内容は、議会が村長に対して当該職員の勤務の実態やその実績等について速やかに本議会に説明を求めることや、職員の任用に係る違法が強く疑われるとしていますが、私はそのようには思いません。

この間、9月議会の一般質問や全員協議会での長時間にわたる質疑の中で説明されてきました。また、今議会でも一般質問されることとなっております。その中で、参与の任命に当たっては、大阪府にも相談され、府としては任用してはいけないと言えない、市町村の判断で実施されたいということで採用されています。また、村の顧問弁護士にも相談して任用することが違法ではないということも確認されているという報告も受けてきました。人事案件に関わり、ここまでこだわられることに私は非常に疑問を抱いております。

西口氏は、1980年4月に大阪府に就職され、今年8月20日、その日まで40年間大阪府職員として奉職されてきました。この間、府税事務所や環境保健部、環境保健総務

課、副知事秘書、病院事業局経営管理課、商工労働部や政策企画部、住宅まちづくり部、建築振興課など歴任され、経験豊かな持ち主だとも思っております。

その西口氏の副村長選任に対して、議会では3対3の可否同数で議長決裁で否決という驚きの結果となり、非常に残念でなりません。まして、西口氏が犯罪を犯したとか、また公務員として収賄事件を起こしたということもありません。大阪府職員の人事案件が否決されたことは、府下では初めてという異例のことでありました。この間の議会審議で西口氏に対し、不快な思いをさせているのではないかと、あまりにもひどい、目に余るものがあると私は心を痛めてきました。

附帯決議案では、人事評価に関する勤務実態や実績など、議会に説明を求めています。先ほど千福議員や井上議員も述べられているように、これらは村長の権限で行われるものであると考えますし、議会として説明を求めるとするのはあまりにも行き過ぎではないかと考えております。

私は議会として、行政に対して厳しく意見も言うことは必要であるということも十分認識しております。この千早赤阪村では、長年助役や副村長という形で村長の補佐役としてその役割を果たしてきました。

現在、副村長空席の中、厳しいコロナ禍の下で、村民の命と暮らしを守るために村長、職員が一丸となって村政を運営していただいております。本当に厳しい状況の中でよくやっただいただいているということでは、私も頭の下がる思いです。私たちもより一層さらによい村にするために、議会の職員さん、行政と力を合わせて頑張っていきたいと思えます。そうするべきではないでしょうか。そのことをお願いしまして、附帯決議については反対の意見とさせていただきます。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり決議することに賛成の方は起立願います。

(賛成3名 反対3名)

○田中議長 可否同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が決することになっております。

議長は可と決します。

(議員野次あり)

○田中議長 よって、本案は本会議において原案のとおり決議すべきものと決しました。

(議員野次あり)

これより議案第77号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第79号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第79号提案理由。

議案第79号は、令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ173万2,000円を減額いたしまして、補正予算額39億5,976万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の準備として予防接種システムの改修に係る費用や小・中学校空調設置工事の工事費用を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、議案第79号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明を申し上げます。

まず、12ページをお開きください。

歳出でございますが、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、ワクチン接種に係る体制整備が円滑に図れるよう健康管理システムを改修するための経費でございます。

次に、小学校費と中学校費は、小・中学校の特別教室への空調設置工事でございますが、予算計上額と実施設計後の工事費に乖離がありましたので、小学校費を減額し、中学校費を増額するものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入でございますが、国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

基金繰入金につきましては、財政調整基金で財源調整を行ったものでございます。

村債は、小・中学校の空調工事費の変更に併せ、予算の組み替えを行うものでございます。

なお、4ページで地方債の補正といたしまして、小学校と中学校の空調設備整備事業費の限度額の変更を行っております。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第79号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第79号につきましては本会議で議決す

ることに決しました。

これより議案第79号に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第80号動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第80号提案理由。

議案第80号は動産の取得についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○田中議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第80号動産の取得につきまして御説明いたします。

このたびの動産の取得につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環といたしまして、千早赤阪村立学校給食センターで使用しております食器等の消毒保管機を更新するものでございます。

まず、1の取得する動産につきましては、カートイン消毒保管機4台及び消毒保管機1台でございます。

2の契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては、10社を指名し、11月17日に入札を実施いたしました。同日、開札の結果、

落札候補者について審査を行い、11月25日付で仮契約を締結いたしております。

3の取得金額は891万円でございます。

4の取得の相手方は、大阪府大阪市生野区巽南5丁目4番14号、株式会社中西製作所大阪支店支店長安原幹夫でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第80号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第80号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第80号に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第81号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、議案第81号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年12月18日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔、賛成者、千早赤阪村議会議員関口ほずみ。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外授精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは、実に16人に1人が体外授精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、医療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては、2004年度から年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外授精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記、1として、不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外授精や顕微授精、さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。

2、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど、不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4、不育症への保険適用や事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年12月18日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上であります。よろしく申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第81号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第81号に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務調査の調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩に入ります。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。議長通告に基づき、一般質問を2点させていただきます。

8月28日に新設されました参与に関しまして、先日行われました全員協議会にて御説明をいただきました。その中で、参与に任命された西口氏が現在担当しておられる業務と

して、IT化の推進、そして診療所の在り方検討の2点が上げられておりました。こちら本村の喫緊の課題かといいますと、公約にも、特に後者の診療所の在り方検討については公約にも特に触れられておりませんでしたし、唐突の感を受けましたので、今回IT化の推進及び診療所の在り方検討、こちらについてその具体的な内容をお伺いいたしたいと思っております。

まず、IT化の推進についてですが、その具体的な内容ですね。村長の公約である全世帯へのタブレットの配布、こちら選挙時の公約として配布されたビラにも記載がありましたけど、そちらの関係について。そして、国の補助金ということで御説明いただきましたけれども、その国の補助金とは一体どのような補助金を意味するのか。そしてまた、これも村長の公約でありましたITシステム開発についてですね。こちらの具体的なプランというのを伺いいたしたいと思っております。

続いて、診療所の在り方検討ということでございまして、こちらその具体的な内容及び診療所の指定管理の現状の問題点というのを伺いいたしたいと思っております。

続きまして、第2問に移らせていただきます。

こちらの村長が選挙の際に配布されたビラには、村長給与の削減と題しまして、村長の給与と退職金を見直し減額しますと、このように明言しておられました。このうち退職金の減額については条例化されたところではありますが、現状給与の減額についてはまだ実現していないという状況でございます。7月の村長就任以降、給与は満額支払われている状態でございます。言わば公約違反の状態が続いていると、そのように私考えるところでありますが、これ村長は給与の減額について、公約を守られるおつもりはあるのでしょうか、それともないのでしょうか。

以上2点、お伺いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 参与の職務内容について御答弁を申し上げます。

まず、1点目のIT化の推進についてでございますが、本村は65歳以上の高齢化率が4割を超える過疎地であり、高齢者の日常生活におけるITの活用は防災や福祉をはじめとする村民の生活支援に役立つものと考えています。特に、今年は新型コロナウイルス感染拡大で様々な活動が自粛を余儀なくされる中、新しい生活様式が求められており、IT活用の必要性が高まっています。

折しも国のほうでは自治体の業務システムの統一、標準化を加速化することを目指しており、政府のデジタル庁創設の動きと併せて、地方自治体ではIT化の推進は避けては通れない状態です。

このような状況の中、本村が独自にIT化を進めていくには財政的に非常に厳しいため、先日東京に出向いて武田総務大臣に直接お会いし、電子化に向けた財政面での支援を要望してまいりました。今後、私の公約でありますITシステムの開発については、国の動きも注視しつつ、具体的な内容について参与を中心に検討することとしております。

次に、2点目の診療所の在り方の検討についてでございますが、本村では現在国民健康保険診療所と千早診療所の2か所で診療を行っており、公設民営による指定管理者制度により運営をしております。立地的に他市町村からの受診が見込みにくく、村の人口も減少傾向であるため、受診者数や診療収入の増加などによる黒字経営は見込みにくい状況にあります。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応もあり、診療所の運営については大阪府や国の補助金により、加えて一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状態です。

現指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に病院、診療所の経営が厳しい状態であり、赤字となっております。地域医療振興協会の指定期間は令和4年3月末までであり、令和4年度以降の診療所の運営方法について大阪府の担当部局にも相談しているところでございます。

今後、老朽化している千早診療所も含め、診療所の在り方について住民や専門家の意見を聞きながら参与を中心に検討することとしております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 村長、御答弁ありがとうございます。

2点お伺いいたしたいと思います。

まず、IT化の推進についてですが、今御答弁いただいた中には、質問にあります全世帯へのタブレット配布、こちらの関連についての御説明がございませんでした。

そこで、改めてお伺いいたしますが、村長は全世帯へのタブレット配布を実施されるおつもりなのでしょうか。これがまず1点目です。

そして、今お聞きしたところ、その診療所に関しまして黒字経営を見込みにくいのですとか、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないという、比較的財政面に関して否定的な御答弁をいただいたと思うんですね。

そこでお伺いいたしますけれども、この診療所の在り方再検討、こちらには診療所の廃止まで含めて再検討されるおつもりなのでしょうか。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 まず1点目の全世帯にタブレット配布の件ですが、私はこの千早赤阪村に伺

う前にいろんなことをいろんな方からいろんな話をお聞きして、千早赤阪村にとってどのようにすればいいかっていうことを常々考えておりました。タブレット配布にいたしましても、Wi-Fi機能等いろいろとございます。ある方は、そうじゃなしにテレビでチャンネルですぐ見れるようにしたりとか、いろいろな意見を聞かせていただきました。

そんな中で、母子手帳のカード化の中で推進するのに小さい人口の少ないところをやっ  
ていきたいとか、いろんな話もお聞かせいただいて、個々相談に乗っているところですが、タブレットを配布するようになるのか、それに代わるものになるかっていうのは、今ただいま模索中でございますが、どっちにしましてもIT化を進めていき、各家庭に配布をできるようなシステムを必ず作っていきたいというふうに考えております。

そのタブレットにかかわらず、それに代わるものが出るか、また今後協議していった中で、なる可能性もございますので、そこのところはまだ今検討中でございます。

それともう一点、診療所の件なんですけど、廃止っていうふうなお話をいただきましたが、それも含めて、今受診されてる方、千早の診療所の件なんですけど、送迎をさせていただき、この診療所、千早診療所じゃなしにこちらのほうの診療所のほうに送迎をするか、どっちにしましても村民の皆様に負担にならないよう、また経費がかからないように今模索しているところでございます。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございました。

本村は先ほど御答弁いただいた中にもあるとおり、高齢化が極めて進んでおりまして、それで現状スマートフォン、こちらの使い方にも高齢者の方、四苦八苦しておられる方、大勢いらっしゃるのが今現状でございます、その現状から考えて、1つそのタブレット、今そのタブレットなどという、そういうようなIT製品を全世帯に先ほど配布というふうにおっしゃられましたけれども、配布しても実際問題のところ利用できない村民さんっていうのが大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。その点が嫌疑が1つございます。これが1点目です。

そして、確認させていただきたいんですけどね、その診療所の廃止というのは結局含まれているのかいないのか、その点をちょっと明確に御答弁いただきたいと思います。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 含まれております。

以上です。

○田中議長 今の2点ございましたが。

○南本村長 タブレットの件ですが、そこが一番、今田村先生おっしゃるところでありまして、一番使いやすくするためにはどういうふうにするかっていうことで今いろいろと協議、そこまでは具体的にまだ行ってないんですが、誰でも使えるようなというのが一番のネックになっております。そこを今、といたしますのが、これも国のほうでデータ庁が来年できるというように聞いておりますが、私とここでいろんな形で御相談させていただいて、どなたにでも使いやすいようにするための方法を今模索している最中でございます。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございました。

1点御指摘させていただきたいんですけども、1つ現状国の自治体のシステムの統一化っていうのをまだ法案も提出されていない状況でございまして、詳細はまだ未定の部分が非常に多いという状況でございます。導入時期もこちらの2025年と、実際村長の任期よりも先の話、こちらが現状のめどとして考えておられます。

以上から考えますと、一応参与の特命としては、ちょっと時期が大分早いのではないかなというふうに思います。国の動向を十分に確認して、検討してからでも遅くないのではないかなというふうに思います。

また、タブレット配布に関しましても、確かにIT、便利なものだと思うんですけど、やっぱりこれ使えなかったら単なる板でしかないわけですから、これを本村はおよそ半分が高齢者の皆さんでございまして、なかなか使いこなすっていうのは難しいと思いますし、そこで多額のコストを要するような仕方で行うというのは、果たしてちょっと財政的に、財政面を考えるとなかなか本村では厳しいのではないかなというふうに思います。

たとえ国から補助というものがあっても、こちら国の補助、導入にはいただけるんですが、なかなかランニングコストがいただけないんですよね。それで、タブレットというのは賞味期限というか、何年かごとにやっぱり買い換えていかなければならないものですよね。そういうハードウェア製品を配るっていうのは、後々のことを考えていくと非常に大きな財政負担となっていくのではないかなというふうに思います。

そういった財政的な負担を考えますと、タブレット等ということで、できるだけ全世界帯配布っていう形ではなく、本村の財政負担にならないような仕方でのシステム導入っていうのを考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 村長公約給与カットの実現について答弁をいたします。

私の公約の中で、村長の給与、退職金について見直しを行うとさせていただき、その見直しの内容として退職金の50%カットをさせていただいたところでございまして、公約違反をしているというふうな認識はございません。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

今私は村長の選挙時の公約のビラ、こちら持参させていただいたんですけれども、こちらにはっきりと赤字で村長給与の削減という、大きく書いてあるんですね。この村長給与を削減すると退職金にも影響が出てくるわけですから、そういった点を考えますと給与と退職金を見直すというのは、村民の方、これ御覧になられた方は、やはり給与、こちらも見直すんだらうなというふうに思われて当然だと思うんですね。

であれば、これはやっぱり給与を見直さないというのは、これは公約違反という指摘を受けても仕方ないのではないかというふうに思いますけれども、その点について村長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 確かに私は選挙前に4回チラシを書かせていただいております。その内容は、第1回目のチラシと第4回目のチラシと内容が変わってきております。それで、最終的に選挙告示日に証紙ビラを2回出させていただいております。それは、住民の皆様のいろんな意見を聞いた上で、これもしないといけない、これもしないといけない、いろんなことで御意見を書かせていただきました。

その中で、まだ私はこちらのほうに伺っていないので給料面に関しては、誰が見てもここに伺って、当選させてもらう前からでも退職金は高いということで数字で表させていただきました。全て根拠があるから、でも私は見直し、削減といういろんな言い方をさせていただきますが、今のところその全て根拠があります。前回は平成29年に村長給料その他議員の先生方も給料を上げておられます。そのときも根拠、理由があったから上げておられるんだと思います。私は、理由も何も、いわゆる退職金は誰が見ても高いということで50%、半分にさせていただきました。また、理由があれば、今回もコロナ禍において皆さん御苦労なさっておりますので、賞与につきましても30%をカットをさせていただき

ました。

ですから、今先生御指摘のように、今後理由があるのであれば、仕事に対しての理由があるのであれば、当然下げさせていただきますので、まだ4か月しかたっておりません。そのときに幾らに、何%にしますとかという公約はしてませんので、今後また検討の材料としていきたいと、このように思っております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 選挙前のビラでは、村長、給与70万円は高過ぎる、言語道断だというふうにおっしゃっておられたんですね。ということは、現状では村長給与70万円とは高過ぎないと、言語道断ではなかったというふうに今は、村長に就任後は考えを変えられたということなんでしょうか。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 私はこちらに7月16日に寄せていただいてから4か月でございます。もう少しいろいろといろいろな面で考えをまとめてから、また報告させていただきたいと思っております。

ただ、公約できちっと数字に出させてもらってる数字に関しては、先生方の可決をいただいて下げさせていただきましたので、今後いろいろと、先ほども申し上げましたが、きちっと理由づけをして下げるものは下げていきたいと、このように思っております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 村長、御答弁ありがとうございました。

公約というものは、こちらは僕は住民の皆さんとの一つの約束だというふうに思うんですね。公約を見て、今回の選挙戦で村長に投票された方も大勢いらっしゃる、そういうふうに思います。もし、今回21個ぐらいですかね、村長公約、これ証紙がついたビラでおっしゃっておられるわけなんですけれども、なかなか物によっては財政的な問題とかもありますので実現、そういった財政的な問題で実現したくても実現できないというのがあられると思うんですね。

ただ、今回の村長給与というものは、もちろん村長の一存でもうばちっと決めてしまえるものでございますから、これはこの村長の一存で決めれる、そういった公約っていうものは、やっぱりこれは守らないいけないというふうに私は思います。少なくとも、その公約

が実現するよう、その実現に向けて努力するのが当たり前というところではないでしょうか。

ぜひ村長には選挙前にきちっと21個宣言されたわけですから、この公約の実現に向けて邁進していただくというのが誠実な政治家としての姿ではないかなというふうに私思います。

以上、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○田中議長 第2番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議長通告に基づきまして、議席番号5番、千福清英、一般質問をさせていただきます。

質問は2点あります。

1点目、村の強靱化に向けての策定計画の進捗はという形と、もう一点、災害後の復旧に向けての計画はという2つの質問であります。

まず1点目ですが、国におきまして国土強靱化計画が策定されています。先日、国においても来年度以降、令和3年度以降よりこの継続の5年間の延長が決定となり、総額年間3兆円、5年間で15兆円の予算が決められております。それを受けて、大阪府においても大阪府強靱化地域計画が策定されています。地方公共団体千早赤阪村は、この計画に沿って地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定する中、実施する責務があると思っておりますが、進捗をお伺いしたいと思います。

もう一点の質問の要旨ですが、近年風雨災害による土砂崩れ等の復旧がいまだされていないところが見受けられます。道の駅においても問合せがあるように聞いております。その一つとしまして、楠公産湯の井戸は以前の台風の影響で現在立入禁止となっております。復旧計画はどのようになっているかをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 村の強靱化に向けての策定計画の進捗について御答弁申し上げます。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を国土強靱化に係る市町村の計画などの指針となるべきものとして定めることができる旨、規定されているところでございます。

本村の国土強靱化地域計画は、策定に向け、現在村の取組や各項目分野の脆弱性を検討しているところであります。

大阪府内の策定状況ですが、前年度ベースで13自治体が策定済みです。また、来年3



月までに策定する予定の自治体は27団体であり、大阪府のほとんどの自治体が策定する予定でございます。本村も来年3月までに策定したいと考えています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

現在、策定を進められているということですが、この強靱化地域計画の中で様々な項目があるかと思えます。その中で、村が今後進めようとしています整備対策はどのように考えているのか具体的にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中議長 菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 質問について御答弁申し上げます。

村の重要な取組について申し上げますと、大規模な地震が発生した場合、既存の役場庁舎が倒壊するおそれがあるため、庁舎建設計画が最も重要であると考えています。この国土強靱化地域計画は策定中ですが、既存の実施されている村道の橋梁長寿命化修繕計画や下水道整備などもこの強靱化地域計画に含まれる事業でございます。また、危機管理の担当業務で申し上げますと、防災・減災対策として土砂災害浸水想定図のハザードマップ、避難所運営マニュアルなどの改訂やマニュアルに準じた訓練計画を国土強靱化地域計画としたいと考えています。国土強靱化地域計画の策定については、近隣市町の動向なども注視しながら策定してまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 要望としてお願いしたいと思えます。

今、進めていただいています村の地域強靱化を策定することにより、国のほうで決定している補助金等の交付につながることを期待できるかと思えます。策定しないと補助金ももらえないこととなりますので、策定に向けてよろしくお願いいたしますと思えます。

そのことによって、住民の安心・安全につながるよう、早期の策定をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、災害後の復旧に向けての計画はにつきまして御答弁申し上げます。

まず、楠公産湯の井戸につきましては、文化財でも史跡でもなく、楠木正成が生誕した

際、産湯として使用したという伝承の残る井戸でございます。この井戸につきましては、現在のような整備が行われる以前から地元住民などによりまして保全活動が行われたという記録も残っております。また、昭和47年度からは楠公史跡保存会が、楠公関係遺跡の一つとして保全活動を担っておられます。そして、平成12年度には産湯の井戸を訪れる人のために遊歩道などの環境整備のほうを行いました。

しかし、近年通路や井戸の下方に地滑りが起きるなど危険な状態の中、平成29年10月の台風によりまして一部の土砂が流出し、さらに危険な状態となったため、現在は立入禁止とさせていただいているような状況でございます。

今後、復旧工事につきましては、楠公史跡保存会と協議を行いながら整備の方法などを検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 楠公産湯の井戸は文化財でもない、そして史跡でもないということですが、楠木正成氏が生誕した際、産湯として使用したという伝承の残る井戸で、楠公誕生地遺跡として過去から地元住民や楠公史跡保存会による保全活動が行われているとのこと。教育委員会の千早赤阪村の文化遺産の冊子にも掲載されている状況であります。それにもかかわらず、被害から3年たっても立入禁止のままで、結果的には何もやっていない状態であります。

南本村長は楠木正成の歴史遺跡や、そしてまた歩道整備などを本格的に行い、観光事業を活発にしますと上げられていますが、村長の見解をここでお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 楠木正成が生誕した際に産湯として使用したという伝承の残る楠公産湯の井戸については、担当課と現場確認もいたしました。経緯や現在の状況なども確認させていただいております。また、千早赤阪村楠公史跡保存会との意見交換でも復旧工事などを行うよう要望をお聞きしている状態でございます。

千早赤阪村は楠木正成公の本拠地として周知されていることから、楠公産湯の井戸の復旧工事については、インフラ整備などの最優先する課題もありますが、整備方法などを検討し、前向きにできるだけ早く取り組んでいきたいと私も思っておりますので、よろしくお願いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

要望としてお願いしときたいと思います。

楠木正成生誕の地の村長といたしまして、前向きな御答弁ありがとうございます。

村長におかれましては、この11月に千早赤阪楠公史跡保存会が実施された上赤阪城跡の倒木処理や草刈りなど保全活動に村長と参与と一緒に参加されたので状況は把握していただいていると思いますが、村には今言いました上赤阪城跡や下赤阪城跡など多くの文化遺産があります。経年劣化による安全対策が必要な史跡、遺跡などもあるように思われます。また、インフラ整備など村が最優先で取り組む課題が山積しているのは私もよく理解しておりますが、引き続き前向きな取組をお願いしたいと思います。

そしてまた、村が何もかもするのではなく、村には楠公史跡保存会があります。ここ最近はあまり連携されていないようにも思いますので、今後は一層連携していただき、文化遺産を生かした地域活性化に取り組んでいただくよう要望いたします。終わります。

○田中議長 ありがとうございます。

ここで休憩に入ります。

13時より再開をいたします。ありがとうございました。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中議長 再開をいたします。

第3番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。議長通告に基づき、2問の質問をさせていただきます。

まず第1問、南本村政にとって参与職は本当に必要なのか。

ということで、まず西口参与は副村長人事案を否決された人物で、府とのパイプ役でも何でもありません。単に大阪府を退職したOBであります。なぜあえて法律を変えてまで、コロナ禍の大変なとき、また財政の厳しい中で高額な給料で採用する必要があったのか。また、西口参与とは村長選挙後に和泉市選出の元国会議員の紹介で知ったとのことですが、なぜ大阪府に本当のパイプ役となる人物を相談し、村政のことを考えなかったのか伺います。

次に、第2問ですが、南本村長の特命の仕事と担当者から説明を受けていますが、特命とはどういったものを伺います。

特命とは、特別の命令、任命とか、いろんな捉え方があると思いますが、この件に関

し、職員、OB方に聞いている範囲では、今までの村長の特別な仕事は認識していない、いわゆる指示されたことがないとのことでした。何で村長が代わったからといって急にという思いがあります。特命というからには、どのような仕事か、何人体制で仕事を指示しているのかなどを伺います。答えられる範囲でよろしくをお願いします。

○田中議長 質問事項1番の答弁者、南本村長。

○南本村長 私の村政にとって参与職とは本当に必要なのかということについて御答弁申し上げます。

11月4日の全員協議会におきましても御審議いただき、御説明も申し上げました。繰り返しになりますが、副村長不在の中、村をよくするための行政運営を進めていくに当たり、私を補佐していただく人物としてどうしても必要であったからでございます。任用をさせていただきました。

藤浦先生が何を持って大阪府とのパイプ役でも何でもないとおっしゃるのが分かりませんが、西口氏は40年間の大阪府での行政経験があり、課長職を務めておられますので、府庁内でのネットワークも多数お持ちであり、十分に大阪府とのパイプ役となる人物だと考えております。

また、参与というのはあくまでも補職名であって、法律を変えたという認識はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

西口参与はなにわ南府税事務所所長という相応のポストで仕事をしておられたのに、なぜあえて僅か残り6か月を前倒しをしてまで我が村に就職したのか疑問に思っております。

私は、西口氏個人を攻撃するものではなく、採用に誰が知恵を入れたか知りませんが、手順に納得できないので言っているだけで、我々は今も副村長人事案の否決は間違っていないなかつたと実感しています。

そこで、来年4月村会議員選挙が行われ、結果によっては再度の人事案件提出も考えられますが、結果のいかんを問わず、村民、職員などとの信頼関係でもともと無理な採用であり、これを西口参与自身が分かっておられ、悩まれるのではないかと危惧をしております。村長は、ここは改めて大阪府に相談するなどして後の待遇を考える、また西口参与の残留などを含め、どのように考えておられるか、村長の思いを伺います。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 採用させていただくに当たりましては、いろいろと先生がおっしゃるような疑問もあと思いますが、私はまずはこの千早赤阪村が、赤阪村と千早村が合併して64年ぐらいになるんですが、今までずっとこられた村長、助役、村長、副村長の経過をずっと見てましても、西口参与はそれに相当する人物、匹敵する人物だというふうに私が考えて提案をさせていただきました。

まずは私の個人的な意見ですが、これまでの大阪府での40年間の職歴、またいろんな4か所、5か所の課を回っておられて4年、5年で順々に課長までなっておられる人物、これに対して否決されるのは私はそれ以外に何か理由があるのか、いまだによく分かりません。

それと、私は公約の中でもお話をさせていただいていますが、実際千早赤阪村の中に入らせてもらわないと分からない点がありましたので公約には入れておりませんが、一番危惧しておりますのは、千早赤阪村の職員、職員の皆様方を守らないとこの村にお住みの全ての方を守れないという、こういう認識でございました。

例えば、前副村長がおいでになったのは28年4月だと、このように聞いております。それから、お辞めになったのが私が就任させていただく7月16日以前の6月30日にお辞めになっております。これも私にとっては想定外のことでした。

その中で、職員のことを調べさせていただきました。これは役場の中に来させてもらわないと分からないんですが、この4年間と2か月の間に退職者の方が定年が2人、自己退職20人、懲戒免職2人、自己退職の20名の中には勤続年数が10年以上、10年未満、いわゆる30歳前後の方のほとんどでございました。それに、この4年2か月で人事異動が193名、この当時、若干職員の数は七十数名から八十数名、約80名前後にもかかわらず、4年ちょっとで193名の異動、これは私の常識では考えられない数字です。また、処分案件は懲戒免職2人、停職1人、減給6人、戒告処分が1人、訓戒処分が1人、訓告処分が4人、嚴重注意が57名、合計72名、4年間でこれだけの処分を受けておられます。これはやはり特別職の責任だと思えます。

まず、これを是正するためには、どうしても大阪府の人事を預かっておられる方、またいろんなことで力になっていただく方がいないと私一人ではどうしてもいけない、まず職員を守る、これが私の使命だと思っております。職員をまず守って、それから村にお住みの方全てを守る、こういう意味で私はどうしても大阪府で40年間お勤めになって、最終にわ南の府税事務所長になっておられる方、ぜひとも来てほしいということで、退職、来年3月31日を待つまでに私のほうからお願いしたものでございます。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 第1問は結構で、第2問の答弁よろしくお願ひします。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 南本村政にとって、西口参与の仕事はについて御答弁申し上げます。

千早赤阪村事務決裁規程におきまして、参与の専決事項といたしまして、村長が直轄で命じた特命事項によると規定されているところから、村政全般にわたって見てもらえるように指示をしたところであり、決裁権限を与えているものでございます。

その中の事務の一つとして、先ほど田村議員の一般質問でも御答弁申し上げましたが、東京に出向いて武田総務大臣に直接お会いし、電子化に向けた財政面の支援を要望するなど、IT化の推進や診療所の指定管理の問題についても関係機関との調整を図っていただいているところであります。村のための尽力をしていただいております。

こういったことから、村にとって必要な人材であり、今後も村のために活躍していただけるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

今村長の答弁の中で、総務大臣に直接参与が会われての陳情はすごいことで、私はこの結果を楽しみにしております。

ところで、先日の放火予告事件については、南本村長の当日の行動について十分分かって反省されているのでしつこくは聞きませんが、ここで危機管理に精通されていると聞いている西口参与に聞きます。ゆっくり言いますので、答弁よろしくお願ひします。

1つは、放火予告の当日、村長が出張することは知っていたのか。また、そのときにどういった指示を受けたのか。

2つは、体制についてですが、当然村長代行で指揮、指示するわけですが、それでは当日の職員の体制、例えば各課の人数等、また職員は村長不在を知っていたのか。当日、警戒に当たってくれた消防団責任者及び人数、また警察の責任者及び人数。

3つは、放火予告の日に村長不在でも問題なかったと思っているのか、また問題があると思っているのか、本音を言ってください。答弁よろしくお願ひします。

○田中議長 西口参与。

○西口参与 放火予告の当日の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目なんですけども、当日の村長の出張を知っていたかということでございますが、存じ上げておりました。

2点目の体制のことについてお答えさせていただきます。

村長からの指示を受け、当日は警察署員や消防団員とともに警備に当たっており、いつでも村長と連絡が取れる状況でございました。また、適宜状況報告についてもさせていただいておまして、村長が不在ということでは特に問題はなかったというふうに考えております。

それから、当日の放火予告の職員の体制等についてお答えさせていただきます。

当日の村の職員は十数名、警察署員は私服警官を含めて9名、消防団員は8名、こういった体制で警備しておりました。村長から指示を受けておりましたので、私とその責任者として警備に当たってございました。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 村長不在でも問題はなかったということですが、西口参与、当日私もこの場に来ておりました。嫌みで言うわけじゃありませんが、何かまだ来て間もないこともあったんか、ただうろうろしておられただけのように見えました。

次の質問ですが、私は部下というものが行政経験のない村長をいろいろな面から補佐し、支え、いいことばかりを言うのではなく、時にはクレームも言ったりするのが優秀な部下であると認識していますし、私自身もそういう目で見えていますので、今後よろしくお願いします。

次に、危機管理ですが、村長は所信表明で危機管理の強化が不可欠ですと述べられ、室を課に格上げされ、有言実行されました。

ここで、村長にお尋ねします。

当日、消防団員は事の重大さを認識し、忙しい仕事の途中の中でも役場に駆けつけ、警戒に当たってくれました。これは感謝です。

ところが12月11日の全員協議会では、本来最高責任者が陣頭指揮を取り、解決思案であります。放火予告事件に関し、日本共産党関口議員は、村長は会議で不在であったことに対し、1つは放火予告はほかの市町村でも頻繁にあり、大げさに対応する必要はないとのことでありましたが、村では村政史上初めての重大事件と私は認識しております。

次に、村長は不在であったが参与がいるので問題はなかった、次に消防、警察が既に警戒

しているのです、村長不在は関係ないなどと私の危機管理の認識では到底考えられない共産党ベテラン議員の発言とは思えないびっくりする発言をされました。私は、関口議員の村長を擁護する発言は全く理解できませんし、消防団員及び警戒に当たった方々に失礼と思っております。

そこで、南本村長の本当の思いとして聞きますが、危機管理が一番大事なことと思うが、関口議員の発言で本当に擁護してもらったと、またいわゆる助け船と喜び、今後も頼りにされるんですか。次に、それとも迷惑な擁護発言と思っておられるのか、これははっきりしたほうがいいと思いますので、聞かせてください。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 少し質問の内容で、擁護していただいてよかったか、悪かったかというのは、私は議員の先生方7名の方全員、私は個人的にいいとか悪いとか、そういう評価は一切しておりませんし、価値観、また考え方が合っているとき、合っていないとき、これは様々だというふうに思っております。

ですから、私は関口先生に言っていた中で、私はこの全て危機の管理のことを西口参与に指示し、また危機管理室の室長にも連絡を取り、そのとおりにやっていたので、私がいなくてもきちっと仕事をしていただき、また警察及び消防の方々にも御連絡し、またお礼も申し上げたところです。

ただ、私が一番危機管理室を設けたにもかかわらず、今回の予期せぬ事態に対して、私が反省すべき点は、先日も申し上げましたが、放火予告があったのは11月5日の朝4時でした。にもかかわらず、二十何時間か、次の日の朝の9時に報告を受けました。これは24時間以上経過してから私の耳に入り、またばたばたばたとしたわけでございます。危機管理室を設けたにもかかわらず、この放火予告があってから一番肝腎なところは二十数時間たって初めて対応する、これが私は非常に責任があると、これは私の責任です。今後このようなことのないように、放火予告、またその千早赤阪村にとって危機なことがあったらすぐに対応できるような体制づくりを危機管理課として設けていただきましたので、今後そのような対応を取っていきたいと、このように思っております。

以上です。

○田中議長 藤浦議員、西口参与も答弁していただくんですか。

○藤浦議員 いえ、結構です。

○田中議長 結構ですか。

○藤浦議員 最後、要望をお願いします。

○田中議長 要望、お願いいたします。



○藤浦議員 私が何でこんな質問をするのかといいますと、村長によく聞いといてほしいんですけど、私たち平政会の中の4人は副村長人事案には反対しましたが、保守系無所属の会派です。南本村長は、これをよくよく考えていただいて、今後は村のために、そして村民のために、南本村政の盤石な村政に向かっていかれることをお願いします。

また、先ほど申しあげましたように、我々はこれまで副村長人事以外で南本村政に反対している事実がないことを強調して終わります。

以上です。ありがとうございました。

○田中議長 4番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告により、次の2点について質問をいたします。

まず1点目、新庁舎建設の見通しは。

松本村政から7月16日、南本村政に引き継がれ、早いものでもう5か月目に入ります。就任の挨拶の中で、庁舎建設を一度見直したいとの発言があり、そして9月28日の第19回千早赤阪村庁舎建設検討委員会においてもコロナウイルスの蔓延により再検討したいとの発言でございました。今、この件について、村長の心境と見直しはいかがですか、お伺いします。

2点目、災害時の避難所の在り方についてですが、大雨後に地震が起きると被害が大きい、どうしたら住民が過ごしやすい避難所の在り方についてお伺いします。

2点、よろしくをお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 新庁舎建設の見通しはについて御答弁申し上げます。

役場新庁舎建設につきましては、私が村長に就任しての初議会における所信表明、9月定例議会での総括質疑、また庁舎建設検討委員会などでも過疎地域自立促進特別措置法が本年度終わることにつき、コロナ禍による歳入減少、歳出増加なども考えられること、またアフターコロナの時代に向けた新しい生活様式を意識した庁舎の必要性などから、新庁舎について進め方を再検討させていただきたいと申し上げてまいりました。

現在、検討を進めさせていただいているところではございますが、財政面での危惧しておりました過疎関連につきましては、情報収集を進めている中で、新たな過疎法が制定されるものとして考えてよいのではと考えております。また、コロナ関係では現在のところ国からの交付金を最大限に活用することで一般財源の支出については最小限に抑えられるといった状況であり、先行き不透明なところはあるものの、当初懸念していた大きく影響を受ける状況ではないかと考えられます。

また、アフターコロナに向け、新しい生活様式を取り入れた検討につきましては、現計画の新庁舎は現庁舎と比べましても非常にコンパクトな庁舎となっており、執務室などがかなり密な状態となっていることから、既存の施設を有効に活用できないかなど、種々検討を進めている状況でございます。

最終結果につきましては、1月に庁舎建設検討委員会、議会の特別委員会の開催をお願いし、報告させていただきたいと考えております。御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今回の答弁では、9月議会より建設については前向きな答弁をいただいたと理解いたします。

そこで、確認事項としてお伺いしますけども、ここにちょっと私書き上げておりますので読み上げさせていただきます。もう一度確認でございます。聞いといてください。

9月28日に開催された庁舎建設検討委員会での再検討案が4点上げられます。

まず、今読み上げますけど、1点目から、新庁舎計画に既に1億3,000万円程度支出しているの、少しでも無駄は出せない。2点目、ロープウェイ問題の解決に基金を充てたい。3点目、コロナ対策の影響で今後財政見直しのシミュレーションの結果。4点目、アフターコロナ、ウイズコロナに対応したスペースの有効な利用方法などを踏まえ、検討したい。

そこで、その場で出席された委員の方から質問がありました。そのときの委員の質問はちょっと避けますけども、各担当課参事、専門職員が答えられましたけども、そこで村長の答弁が7つあったんですね。それをちょっと読み上げてみます。聞いといてください。

新庁舎は防災拠点として必要である、1点目。2点目、過疎化認定を受けているが、交付金が来年度末切れる。3点目、昨年度は35億円の一般会計にかかわらず4億9,000万円しか税収がなく、率にすると13%である。これは43市町村中、最低の自主財源である。他は一般会計の30%以上確保されている。4点目、財源が少ない中で、交付金に頼らざるを得ないが、交付金が全くないとは考えていないが、その見込みが立たないと財政の工面ができない。5点目、もともとは一点集中型にして便利のいいように案で進めていたが、コロナ発生から分散型で狭い場所を広く取ったりとか、変更も検討。6番目、1番は村の生命、財産を守るために何が必要か、新庁舎の職員の生命、財産を守るのが大前提である、ライフラインにお金がかかるので全て見直す。最後に7点目ですが、交付

金、過疎債が来年度からの国、府の政策によって大きく変わってくるので、アフターコロナに向け、建物変更を考えて、皆様の意見を聞きながら、もう少し行政のほうでこの検討委員会のことに関し、きちんと整理する段階ですということを委員の皆様にご理解をいただき、ということをご述べられております。

今のところ、このままの回答でよいのか、また変更される点がありましたらお伺いいたします。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 今議員がおっしゃった内容について、9月開催の庁舎建設検討委員会でも私が申し上げた内容でございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、アフターコロナの新しい生活様式に向けた庁舎ということでは、少しでも密を避けられるような職員1人当たりの面積を増やす見直しができないかと検討しております。建設面積を大きくするという方法は単純に考えられますが、建築費が大幅に増加するのは明らかなことであり、10億円で建設するという中では困難な状況でございます。

また、別方法として現庁舎の増築されている部分を残し、書庫、脱衣室などとして活用することで、これまでの進めてきた庁舎の規模で執務室、議場など、ゆとりを持たせることができるのではないかとといった検討も行っております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今の答弁ですね、3つ私ちょっと上げてみます。

アフターコロナの新しい生活様式での常識、それから2点目は、密を避けるため、職員1人当たりの面積を増やす、3点目は10億円程度でという答弁でございましたけど、こういう回答でありますけれども、先日、前もってこれ12月11日金曜日ですけども、議員協議会の中で庁舎建設進捗状態について担当職員から説明を受けました。その説明の中で、4つの懸念事項を上げられております。今から読み上げますので、聞いてください。

新過疎法の動向、過疎地域に含まれて指定されるかどうかということでしょうね。それから2点目、新型コロナウイルスによる財政の影響、3点目、全計画の執務スペースが密の状態であること、最後に4点目ですけど、ロープウェイ問題による財源、この4点を上げられましたけども、そこで村長、この件については、もう答弁は求めません。

そこで、私の意見として、ちょっと厳しいですけど聞いてやってください。この庁舎での見直し、再検討は村民の皆様へと18回も検討していただいている委員の皆様にごこか

ら聞いといてください、説得じゃなく、納得していただけるということを私は願っております。説得じゃなく、納得です。そして、来年1月に開催予定されている委員会において、村長としての挨拶の中で誠心誠意の気持ちを持ち、今までの現状を述べられ各委員の皆様にご理解を得られるよう、この件に対応を誤るとあなたの足元はくずれてきます。そのことを願い、私のこの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○田中議長 要望はいいですか。

○山形議員 結構です。

○田中議長 はい。

質問事項2番目の答弁者、菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 災害時の避難所の在り方について御答弁申し上げます。

本村の避難所は、現在千早赤阪村B&G海洋センター体育館、くすのきホール、千早小吹台小学校体育館、赤阪小学校体育館、保健センター、いきいきサロンくすのきの6か所にあります。

災害が発生したときは、避難者の生命の安全を確保する役割を持ちますが、時間の経過とともに避難者の生活の場となっていきます。住民が避難を必要とするとき、また生活の場となったときは、重要物資であります食料や生活必需品を提供できるように備えること、また大規模な災害が発生した場合は、長期間にわたり、避難所生活を強いられることとなりますので、また御協力していただける企業との災害協定など、避難所の体制づくりを進めたいと考えています。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今回の答弁の中で3つ伺いたいと思います。

初代危機管理室長になりまして、今の心境はいかがですか、これが1つ。

それから2番目、答弁にありました企業は、ちょっと名前を上げていただきたいと。

3点目ですけど、避難所の運営について。

3点伺います。よろしくどうぞ。

○田中議長 菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 再質問について御答弁申し上げます。

まず、1点目の今の心境についてでございますが、この危機管理室は総務課で取り組んでおりました管理体制をさらに強化し、今後起こり得る災害や同時発生する危機事態に迅

速に対応するために設置されたものでございます。

危機管理室長に任命をいただき、その責任の重大さを日々痛感しております。私は、今まで千早地区、中津原地区のハザードマップや初版の避難勧告判断・伝達マニュアルの策定、また村内を放送している防災行政無線の設置を各地区に建設するなど、危機管理業務を管理職を含めて7年間務めております。

このような経験、実績を生かし、この先起こり得るであろう様々な危機管理の必要性に適切かつ迅速に対応できるように、より一層努力する所存でございます。

2点目の協力していただける企業についてでございますが、現在サンプラザ、コメリ、ヤフー、大阪府LPガス、大阪いずみ市民生活協同組合、郵便局の6社と物資の供給などの協定をしています。

3点目の避難所の運営についてでございますが、避難所運営マニュアルを作成しており、避難所の役割としては、避難生活をされる方の安全の確保、食料、水、生活必需品の提供などを行い、安心して避難所生活を送れるように運営することが大切だと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今御答弁いただきましたけども、1点目については7年間の経験を生かし、適切かつ迅速に対応できるよう努力すると、今はそういう心境でいらっしゃるということでございます。

2点目の協力企業として6社上げられております。

それから、運営については役割として避難生活をされる方の安全の確保、食料、水、生活必需品の提供を行い、安心して避難所生活を送れるよう運営するという回答でございました。

1点目について、私からお願いですけども伺います。初代の室長でいらっしゃいますので、名室長になりますよう、危機管理能力をきちっとお持ちになって、期待しております。よろしく願いいたします。

2点目については、協力企業が6社ございましたけども、これを増やす考えがあるのか、これちょっと1つお伺いします。

3点目については、ちょっと危機管理室での職務の一つやと思うんですけど、担当が違うかも分かりませんが、聞いてください。安心して避難生活を送るためにも、もし断水状態になった場合、水の補給策として備蓄タンクの設置はいかがですか。

最後に、避難所はどうしたら避難生活が過ごしやすいか、この3点、よろしくお願いいたします。

○田中議長 菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 それでは、質問について御答弁申し上げます。

まず、これから協力企業を増やす考えについてでございますが、協力していただける企業の調査研究を今行っているところでありまして、今後については協力いただける企業がありましたら増やしていきたいと考えております。

2点目の断水状態になった場合の水の補給策として、備蓄タンクの設置についてでございますが、水の補給策としては備蓄タンクを設置する計画は今現在ございません。避難所の水の供給については、くすのきホール、B&G海洋センター、旧千早小学校、千早診療所、小吹台連絡所の5か所に備蓄水として蓄えています。その備蓄水の量としまして、1か所当たり延べ400人程度生活ができる備蓄をしております。また、水の補給策としては、大阪広域水道企業団千早赤阪水道センターとの防災計画では、避難所に給水車による給水をする計画となっております。

3点目の避難所をどうしたら避難生活が過ごしやすいかについてでございますが、避難所では間仕切りテントなどで隣り合わせする方々との距離を保つなどプライバシーを守ること、掲示板の設置やかわら版の発行をするなど、情報の提供や伝言のやり取りをできる場を作り、不安にさせないこと、心のケアが一番大切だと考えています。

以上、答弁いたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 要望じゃなくして、私の意見として先ほども村長にも意見を申し上げましたけども、初めての室長でいらっしゃるのです、今から言うことをちょっとよう聞いて、私の意見ですから、聞いといてください。

去る令和2年11月5日に行われました正副議長研修会において、このテーマは災害対応についてを学びました。その講師は、鍵屋一氏とあって、この方にお聞きしましたんですけど、この方は早稲田卒で東京都板橋区に入区され、危機管理部長から、議会事務局長を務めてはります。その傍ら、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部の教授でいらっしゃいます。そのときに、私と田中議長と受けてまいりましたが、今から言うことですけども、最後の研修の終わりにこういうことを述べられています。室長、よう聞いといてくださいね。

これからの防災は損失を減らす防災から安全・安心の価値向上への防災、日常から人間

関係、近所関係が良好で安全・安心の地域作りが防災や危機にも強くなる、今日を愛し、明日につなぐ、こう述べられて研修を終わりました。

この言葉はとても、先ほどから質問させてもらいますけども、初めて危機管理室というものを作られましたんですから、これからこういう、これは原点になると思いますけども、こういうことを忘れずに、幸いにしてうちの村は大きな災害は受けておりませんので、一生懸命頑張ってくださいますように意見を述べてこのまま終わります。ありがとうございました。

○田中議長 第5番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。さきに通告しております2点について質問をいたします。村長はじめ、担当課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、命や暮らしを守るための政府の対応が求められております。

しかし、政府のこれまでの対応は国としての具体策を示さず、菅首相はマスクの着用や手洗い、3密の回避など、国民に自助を求めることでありました。医療崩壊寸前の深刻な実態に政府のコロナ対策分科会の提言や医師会の意見を政府は重く受け止めるべきでありました。G o T o中止を求める声や医療体制不備への不安などに対して、政府のこれまでの対応に批判の声が高まる中、専門家会議や医師会などの強い要請にやっと対応し始めたという感じですが。

しかし、この機に至っても、なお今月28日から来年1月11日までの間、全国一律でG o T o トラベルの一時中止の決定に対して、遅過ぎるのではないかと、中止の28日までG o T oが殺到するのではないかと、こういった意見も出ています。医療機関への財政支援や苦境の観光業、旅行業、飲食業を直接支援する手だてを打つべきではないかという声もありました。

昨日の全国感染者数は3,212人、東京では822人と、いずれも過去最多を日々更新しており、国や自治体の対応の遅れに国民は不安を募らせております。特に、大阪では全国最悪の規模と速度で感染が広がり、医療崩壊の危機に直面している中、ようやく全国知事会や自衛隊への看護師派遣要請を行いました。昨日の全国死亡者数38人中、大阪が12人を占めているというのも大変心配なところであります。

今の医療崩壊危機をストップさせるためには、無症状の感染者を把握、保護することが急務で、医療福祉施設などの社会的検査と感染震源地を対象にした面的検査を行い、感染を抑え込む必要があります。村での感染は、12月今日現在で感染者は3名で、拡大の広がりには多くは見られないものの、住民は風邪の症状が出たらコロナではないかと不安を抱き

ます。

そのような人への村での対応はどうなっているのか。村にある2つの診療所に直接診療してもらえるのか、改めて伺います。また、府に対してはPCR検査の大規模実施が行えるよう体制を強化し、感染拡大を抑える有効な取組を行うよう求めていただきたいと思います。

次に、機構改革について質問をいたします。

村長は所信表明でコロナ禍の対策に加え、今後起こり得る災害や同時発生する危機事態などに対応できる危機管理体制の強化の必要性を明言されました。これまでの危機管理室を災害対策や新型インフルエンザなどに対応できる一つの課として対応することになり、今の時代に即応したものだと思います。住民に分かりやすい名前に変更し、村の課題に対して的確に対応していくためと説明がありました。機構改革により、住民への対応はどう変わるのかなど、御答弁いただきたいと思います。

また、今自助、共助、公助の名で自己責任を第一にして憲法の生存権をないがしろにする傾向が出ております。特に、政府のコロナ対応では、自助、共助、公助をスローガンに、まずは自助を求め、マスクの着用、静かなマスク会食発言などに失望した人も少なくはないのではないのでしょうか。国民に自助を求めるだけでは何のための政治かと批判の声もあります。自助、公助を押しつけ、憲法25条をゆがめようとする今の風潮に流されてはいけないと思います。

そこで、村長にお伺いいたしますが、自治体の長として、村民の命を守るためにはまず憲法を守る立場から危機管理に対応していただくべきではないかと考えます。村長の見解をお伺いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 コロナ感染第3波への緊急対策について御答弁申し上げます。

現在、大阪府の新型コロナウイルス感染者、重症患者が急増し、医療の逼迫など、大変深刻な状況であると認識しております。PCR等の検査の社会的検査や面的な検査については保健所設置市以外の市町村独自での実施は難しく、大阪府、国単位で政策的な判断の上での実施の検討が必要と考えています。

大阪府においては、発熱患者がかかりつけ医等においてスムーズに受診が可能となる体制を構築するため、発熱患者の診療、検査が可能な医療機関を診療検査医療機関として指定し、体制の強化が図られているところでございます。11月27日現在の富田林保健所管内の診療検査医療機関は、病院10か所、診療所43か所、計53か所が指定されています。



発熱等風邪症状があれば、まずはかかりつけ医に電話相談し、かかりつけ医で診療、検査ができる場合は自院で、できない場合は地域の診療検査医療機関の紹介等を行うこととなります。診療検査医療機関の情報は、地域の医療機関や新型コロナ受診相談センターである保健所と共有し、地域一体となり、発熱患者の相談に対応できるような体制を整備しています。そのような情報については、村の広報紙やホームページで周知に努めるとともに、個別の相談に関しては村の健康コールセンター等で対応してまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 こういう状況の中で、まず熱出たらどうしようというときに、今の答弁ではかかりつけ医にまずは電話する、あるいは村のコールセンターに電話してくださいということでもあります。

村には2つの診療所がありますがけれども、かかりつけ医でなかったら一体どうしたらいいんやろうと、かかりつけ医がなければ、ある人はそこに電話をすればいいんですけども、まずこれだけコロナの危機感が住民に周知している中で、熱が出て直接診療所に行くというのはまずないだろうとは思いますがけれども、村の診療所についても、また小吹台にあります民間の医療機関でも発熱された人は普通の入り口から入るのではなく、別から入るというような、そういう体制もそれぞれで作っていただいております。

私は人から聞きましたけれども、自分の行ってる診療所でも抗体検査などは実際やってもらえたとかという話も聞いたんですけども、これを明らかにすることによっていろんな弊害も出てきますので、私はどうかと、これを公表せえとかということは申しませんけれども、まずは熱が出た場合はかかりつけ医に相談する、村のコールセンターに相談するというのをなお一層住民に周知していただいて、慌てることのないように、また熱が出てる間は隔離するような体制を取る、そのことを周知していただきたいと思いますが、再度確認になりますが、その点お願いいたします。

それともう一つは、村でのその検査は財政的にも難しいから大阪府に要望してくださいということについては御答弁再度お願いしたいと思います。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 まず、住民に対しての周知のほうですが、広報のほうには11月号から、11月号、12月号、1月号とかかりつけ医にまず相談していただくこと、またかかりつけ医がない場合は大阪府の新型コロナ受診相談センターのほうへ電話していただくようにPRはさせていただいております。

あと、大阪府への要望のほうですが、要望については機会を捉まえてまたさせていただきたいとは思っていますが、感染状況によって無症状の人全員に検査していくっていうのは、やはりキャパシティの問題もありますし、まずは有症状の人がしっかりPCR検査等が受けれるような体制をつくっていくこと、また無症状でもやっぱりリスクの高いところで働かれてる方、感染の可能性の高い方については優先的に検査が受けれるようにということで、また要望もしていきたいと思っております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村では、今8月と11月と12月に1名ずつで3名ということですが、これが広がらないように私たちもそれぞれ各自で頑張るとは思っておりますけれども、今回国のほうで第3次の予算もつきますので、引き続きコロナの検査体制もそういうことについての予算も組めればいいかなと思っておりますが、そうしたことも第3次補正で検討していただきたいということを要望して、この件については終わります。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 機構改革は住民の命を守り、福祉充実に向けたものについて御答弁を申し上げます。機構改革につきましては、住民に分かりやすい組織とするため見直しを行うものであり、危機管理課は災害から住民の生命、財産などを守るためにあらゆる災害を想定した対策を講じていくために設置するものでございます。

10月からの総務課危機管理室と新たな危機管理課とは変わりはありませんが、公助の役目として、今後の起こり得る土砂災害、浸水想定範囲を示すハザードマップの更新や避難所の資機材や食料等の備蓄の配置など、また防災マニュアルなどを作成することなど、災害に対する備えや自助、共助については自主防災組織の育成、民間企業との災害協定など、危機管理の対策を行い、あらゆる災害に対応できる体制づくりと防災に強い村づくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 機構改革の細かい、どこで何をするかというのをこの間の議員協議会で頂きましたけれども、これまでの地域戦略室というところにもうばくっといろんなものが入りましたけれども、それを分かりやすくするという意味では本当に、私たちは税務やたらどこへ行ったいいのかなあと思ったけど、今までは総務課の中に税務があったのでどう

かということも分かりやすくなったと思います。

新しくまちづくり推進課も設置されましたし、これまで地域戦略室の中で定住や企業誘致などもやっておりましたけれども、まちづくり推進課という一つの課でそれらをやられるということで、非常に私としてはこの機構改革された中で、なお一層ここを充実していただきたいということをお願いしておきます。

それから、私、自助、共助、公助で政府のほうではこれが何か美徳みたいな、鏡言葉みたいになってるけれども、自治体の長としては、やはり憲法25条を守るという立場から、まずは公助、ここを最優先して、もちろん私たちも自助としてやるべきことはやりますけれども、そののところを村長としては、役場としては公助を優先してやるんやという、その辺を確認したいと思ひまして、あまりにも今自助、共助、公助と、公助が一番最後に来る、これは政治家の言うことではないだろうと、そのところを確認しておきたいなと思ひまして質問させていただきましたが、改めてその件についての村長の見解をお伺いしたいと思います。

○田中議長 南本村長。

○南本村長 今関口先生がおっしゃったように、自助、共助、公助、これは菅政権になってから打ち出された言葉のようになるんですが、私はいろんな団体のボランティア活動にも行かせていただいております。津波のところにも行かせていただき、いろんなところに応援もさせていただき、自分のできることはやらせていただいている中で、まずいろんなところで聞かせてもらったときは、この自助、共助、公助、私は菅政権になる前にボランティア活動である防災の関係の人から聞いたときには、やはり自分の命は自分で守る、災害に遭ったときにまずは助けが来るまで自分で守れるように身の回りのことをしなさいよというふうに聞かされておりました。その次は自治体、また最終的には地方公共団体、こういう考え方と、今菅政権がおっしゃってるその自助、これとは若干ずれがあるかなというふうに思うんですが、最終的に公助としてこの自治体が皆さんの、村にお住みの全ての方を守れるようにするのが基本的にはまず第一だと思います。その第一と、それと自助、これもやはり第一だと思います。個人的にマスクをしていただく、今回のコロナの件でしたらね。

だから、ちょっと意味合いが違うと思うんです。私自身は、最終的に守るのは、この村にお住みの方全て守るのは千早赤阪村、この公助だというふうに私も実感しております。そのために、危機管理室を課に変えて、今まで以上にいろんなハザードマップ等を言われてますが、まずハザードよりも、やはり私は皆さんに、こう職員にも言うてるんですけど、危機管理室にも言うてるんですけど、アラート面、いわゆるそのアラート面がもっと

徹底して、いわゆるもし何かあったときはこうする、細かいことをやっぱり指示していけるように、これも公助の一つの仕事だなというふうに思っております。

そういう意味では、この自助、共助、公助、この3つが1つにならないと生命、財産を守っていけないというのは私の認識でございます。だから、先生おっしゃるように、公助、どっちが前に来るか、後ろに来るかじゃなしに、個々に一つ一つ前に来ないと駄目ではないかなと、このように思っております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村長がこれまで企業の企業人としていろんなところで共助、自助で頑張ってきたことは認識いたしました。

まず、千早赤阪村の村長として、これから危機管理に対して憲法25条を守るという、その立場を堅持していただき、自助、公助、共助を進めていただけたらということをお願いして質問を終わります。

○田中議長 要望はいいですか。

○関口議員 はい、これで要望です。

○田中議長 第6番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

1点目としまして、地域公共交通実証実験の現状ということで、地域公共交通については、現在実証実験を行われているところではありますが、現在のところの利用状況や、また反響はどのようなものかお示しいただきたいと思えます。

また、住民の方の要望に対して、現在の事業でもなお格差があり、解消するのは非常に難解であると思えますが、村としてはどのように考えておられるのかを伺います。よろしく願いいたします。

2点目につきましては、鳥獣被害対策の現状と課題ということで、昨年鳥獣被害対策実施隊が結成され、活動されておりますが、活動の実態と、これからの課題についてお伺いしたいと思います。

1つとして、活動内容と実績について、2つ目として、現状の課題とこれからの展望について、3つ目としまして、関連団体との連携について、現在の活動体制や、また期間、人員の配置、規則等はどうなっているのか、実績についての評価と課題、全体的な課題とこれからどのように運営されていくのかをお答え願いたいと思えます。よろしく願い

たします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 地域公共交通実証実験の現状について御答弁申し上げます。

現在、村において進めております地域公共交通利用料助成事業において、今年度から村内を運行するバス事業者2社の御協力の下、バス利用助成の実証実験を行っているところでございます。

この事業につきましては、住民の皆様から、タクシーのみならず、バスにも使えるようになればとの要望を踏まえ、これまでのタクシーチケット同様、バスにも利用できるようにすることで利用者の選択肢を増やす試みとなっております。

助成事業の利用状況につきましては、11月末、申請者数は499人となっており、そのうち実際に利用券を使用された方は10月末で319人となっております。詳細につきましては、タクシー利用が243人、バス利用が143人、両方を利用しているという方は74人となっております。昨年度の申請者数が453人でありましたので、現時点で前年比1.1倍となっており、申請者の増加については利用形態の拡大が一助となっていると考えております。

利用券の使用状況については、昨年度より約1割減少となっております。これは新型コロナウイルス感染症による公共交通機関の利用減少が4月から5月の緊急事態宣言発令期間、また8月のいわゆる第2波時に顕著に表れていることから、同影響によるものと見られ、申請者数と使用者数の乖離に表れていると考えられます。

今後の地域公共交通行政につきましては、地域公共交通協議会において検討いただくとともに、現在策定中の第5次総合計画等の中で住民のニーズを捉え、よりよい地域公共交通の実現に向け、取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で協議会は開かれていないとのことですが、現状の協議会のみ体制では、やはり私としては不十分と考えますが、担当課として何か考えられておられることはあるのでしょうか。また、ここ数年で規制緩和による状況の変化もあり、以前検討したができなかったというようなことがまた今の現状であれば実現しようというような事例はあるのでしょうか。また、大阪府や国に要望をされていることはあるのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○田中議長 赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 地域公共交通協議会でございますけれども、公共交通に係る協議会という仕組みが法制化されていること、また公共交通を進める上で、いわゆる事業者や関係団体との調整を密に行う必要があることから、有益と考えております。

規制緩和についてでございますが、本村への影響として大きいのは、自家用有償旅客運送に係る部分かと考えております。内容としましては道路運送法の改正によりまして、令和2年11月から公共交通事業者協力型自家用有償旅客運送の制度が創設され、公共交通事業者のノウハウを自家用有償旅客運送に導入することができるようになりました。

しかしながら、本村域ではバス路線に部分的な交通空白地ですね、これはあるものの、タクシーは村内全域でサービスの提供が可能であり、既存の事業者による移動手段の維持が重要だと、このように考えておりますので、地域公共交通利用助成事業を行っているというところでございます。

いずれにしましても、新型コロナウイルスの影響下における今後の地域公共交通行政につきましても、先ほども申し上げましたが、協議会のほうで検討を行い、その中で御意見をお伺いするとともに、村が進める事業において、今現在具体的に国でありましたり、府にも要望するといったことはございませんが、今後事業を進める中で、必要があれば要望等も行っていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 すみません。要望でお願いしたいと思います。

協議会等の記録を見ますと、住民アンケートは頻繁に取っておられるようなのですが、やはり住民との対話という形で意思疎通を行うようなことが大事だと私は思います。でき得る限り、そのような場を設けていただき、少しでも理想に近づけるようお願いいたします。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、鳥獣被害対策の現状と課題につきまして御答弁申し上げます。

鳥獣被害対策実施隊の活動内容でございますが、8月に今年度の活動の説明会を開催させてもらいまして、そこから活動してもらいまして、現在隊員数は17名で、箱わなは村内全域30か所設置しております。そして、11月末現在では30頭の捕獲をしているよ

うな状況でございます。

実施隊員の皆様につきましては、大半が昨年度にわなの免許を取得した初心者でありまして、また隊員には本業の仕事等があるので、なかなか実施隊の活動に専念できないような状況が課題かなと感じております。

これからの展望でございますが、有害鳥獣から農作物の被害を防ぐには、まずイノシシの寝床や遊び場となります耕作放棄地を解消し、農地利用の最適化を図るなど、捕獲と併せまして総合的な対策が必要ではないかと考えております。

そして、関係団体との連携では、やはり各地区の地区長さんには、実施隊員の勧誘をしてもらったりとか、そして箱わなを設置する場所の土地の所有者の同意書を取ってもらったりということで、全面的に御尽力を賜っているような状況でございます。

そしてまた、J A大阪南さんからは、米ぬかのほうにつきましてはの無償提供のほうをしてもらっておりまして、そして本村の農業委員会の皆様とは各地区の被害状況の情報交換などを行っているような状況でございます。

それと、評価と課題、そしてこれからの運営でございますが、鳥獣協議会のほうにつきましては村農業委員会、そして実行組合長会、区長会、そして大阪府さん、J A大阪南、そして農業共済組合などで構成する有害鳥獣対策協議会のほうで評価と課題など様々な議論を行い、本村の鳥獣対策の指針となります千早赤阪村鳥獣被害防止計画の点検とか、そして見直しなど、随時行っているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。

本年の11月に発行の全国農業新聞では府内初の民間主体の実施隊を結成、地域ぐるみで対策に取り組むと千早赤阪村の鳥獣被害対策実施隊の活動内容が掲載され、村民の皆様も大きな期待をされているところであります。

しかしながら、隊員さんには本業があるため、実施隊の活動に専念できないとの答弁がありました。また、私も隊員の皆様は本業でお忙しいと承知しております。実施隊員の活動報酬は1日当たり2,000円で実質的にはボランティア活動と同様であり、実施隊としての活動が負担とならないのか気になっております。

今後、隊員数は今の人数で十分なのか、また今後隊員を増やしていく考えなのか、また以前より問題となっております耕作放棄地についての今後の対策と、また人家近くに来るイノシシが見受けられるので危険防止の対策などはないのか、村のお考えを伺いたいと思

います。よろしく申し上げます。

○田中議長 菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 現在は、先ほども御答弁させていただきましたように隊員は17名でございますが、その17名を3班体制にしまして村内の3地区に分けて箱わなの設置、巡回、捕獲などの活動を行ってもらってるような状況でございます。

そして、先生から御指摘ありましたように、隊員さんの皆様も本業でお忙しい皆様ばかりですので、班で隊員が足りない場合は他の班から応援するなど、各班ごとに連携を取ってもらってるような状況でございます。

そしてまた、3班に分けているものの、やはり各班の活動がかなり広範囲となっているような状況でございますので、将来的には農地や農地のイノシシの被害状況などに精通している地区内の村民の皆様で構成するような実施隊を各地区ごとに設置できればと考えておるような状況でございます。

そして、実施隊員の1日当たりの活動報酬につきましては、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業補助金の限度額が2,000円であることから2,000円と定めていますが、この件につきましては、大阪府や国に増額等の要望をまた行っているような状況でございます。

そして、耕作放棄地の対策につきましては、毎年農業委員会の皆様で農地パトロールなりを実施しまして、農地の状況を確認しております。そして、自分で耕作ができなかった場合等につきましては、大阪府みどり公社を通じた農地中間管理機構を紹介するなど、耕作放棄地の抑制に努めているような状況でございます。

そして、人家近くに来るイノシシの対策としましては、やはりイノシシが食べられる餌をなくして、里は怖いところだというふうに思わせることなど、地域ぐるみでの総合的な対策を進めていく必要があると考えております。

そしてまた、目撃情報などがあった場合につきましては、役場の各関係課と情報を共有し、住民への注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

捕獲されたイノシシについては止め刺し後に今現状では埋設処理をされているようですが、土地所有者の同意も必要であり、埋設処理をするにはお忙しい実施隊員にはかなりの負担となっているようです。また、埋設処理したイノシシが、またイノシシによって掘り



起こされる可能性もあるので、焼却処分などの検討も必要であると考えます。

また、長年にわたり鳥獣対策で活躍されていた千早猟友会さんが昨年度末で解散されたと同っています。千早猟友会の皆さんは現在どのようにされているのでしょうか。また、千早猟友会の豊富な知識と経験を実施隊員にお伝えすることはできないかと思えます。この件に関して御答弁をお願いいたします。

○田中議長 菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 捕獲されましたイノシシの埋設処分につきましては、先生から御指摘ありましたように、大変でございますので、現在民間会社でも焼却処分ができないか、そして処分の費用なども含めて検討しているような状況でございます。

そして、解散されました千早猟友会の皆様につきましては、現在村からの費用などは一切払ってはおりませんが、猟期期間内におかれましては、個人の箱わなにより捕獲等をされているような状況でございまして、今年も数頭捕獲されたように聞いております。

そして、連携なんですけど、11月14日に村の実施隊員の資質向上を図るための現地での研修会のほうを実施のほうをさせてもらいまして、その講師につきましては、過去から活動してもらってました元千早猟友会の会員さんをお願いしまして、本村にふさわしいような内容の研修のほうをやってもらいました。

そしてまた、実施隊員も皆様方の個別の相談などにも気軽に猟友会の会員さんは行っておりますので、今後も猟友会の皆様の知識と経験などを伝承していけるように、こちらも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 いろいろと御答弁をいただきましてありがとうございます。

実施隊の活動につきましては、実質的には今年度がスタート段階であり、今後実施隊員の活動状況の実態を踏まえ、総合的な被害防止対策が実現できるように、必要に応じて前向きな見直しなどを行っていただきたいと思えます。

また、村の状況を熟知されている経験豊富な千早猟友会の皆さんからの御享受をいただきながら、鳥獣被害対策に取り組んでいただくよう要望いたします。

また、耕作放棄地については、理想的には再度農地として活用されることがベストだと考えますが、被害防止の観点から最低限の管理が維持できるように仕組みを考えなければならぬと考えます。

いずれにせよ、役場職員も住民も一体となって取り組まないと解決はしないと考えます

ので、役場、自治体、本来の住民福祉の増進の立場から、ぜひ取り組んでいただくことを  
お願いして終わります。

以上です。

○田中議長 御苦労さまでございました。

以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には御提案申し上げた提案につきまして、19日間にわたりそれぞれ慎重  
に審議を賜り、厚くお礼申し上げます。全ての議案において御承認をいただきましたこと  
にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今年も残すところあと13日となりました。新型コロナウイルスの感染拡大も収まる気  
配がなく、大阪府においてはレッドステージへの移行により12月29日までの外出自粛  
や大阪市全域における営業時間の短縮要請など、緊迫した状態が続いております。

これから年の瀬を迎え、外出機会も増えることと思いますが、体調には十分御留意さ  
れ、健やかな新年をお迎えいただきますように御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせ  
ていただきます。本当にありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和2年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 田 中 博 治

議 員 井 上 浩 一

議 員 田 村 陽